



平成27年4月30日

各位

会社名 大同特殊鋼株式会社  
代表者名 代表取締役社長 嶋尾正  
(コード番号 5471 東、名証第1部)  
問合せ先 総務部長 東真一郎  
(TEL. 052-963-7501)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月30日開催の当社取締役会において、平成27年6月26日開催予定の当社第91期定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な体制を構築するため、次のとおり、取締役の員数その他の規定について所要の変更を行うものであります。

ア 本総会終了後の執行役員制の導入にあたり取締役員数の上限を30名から15名に減員(第23条)。

イ 取締役の任期を2年から1年(選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで)に短縮(第25条)。あわせて顧問および相談役の任期についても2年から1年に短縮(第33条)。

ウ 役付取締役の選任(第26条)および職務(第27条)に係る規定の見直し。

エ 取締役会の決議による剰余金の配当等を可能とする規定の新設(第47条、なお剰余金の配当等を株主総会で決定することを排除するものではない)。これにともなう現行第47条以下の条数の繰り下げ。

(2) 会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号、平成27年5月1日施行)によって、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことにもない、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役および監査役の責任限定契約に係る規定(第34条、第43条)の一部を変更するものであります。

なお、定款第34条の一部変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日(金曜日)  
定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(金曜日)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の数)</p> <p>第 23 条 当会社に取締役 <u>30</u> 名以内を置く。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 25 条 ①取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 省略</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 26 条 ①当社は、取締役会の決議をもって、会長 1 名、社長 1 名、副社長、<u>専務取締役及び常務取締役</u> 各若干名を定めることができる。</p> <p>② 省略</p> <p>(役付取締役の職務)</p> <p>第 27 条 ①～② 省略</p> <p>③副社長、<u>専務取締役及び常務取締役</u> は、社長を補佐して日常業務を執行する。</p> <p>④ 省略</p> <p>(顧問及び相談役)</p> <p>第 33 条 当社は、取締役会の決議をもって顧問及び相談役若干名を置くことができる。但し、その任期は、<u>2</u> 年以内とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 34 条 ① 省略</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額</u> とする。</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の数)</p> <p>第 23 条 当会社に取締役 <u>15</u> 名以内を置く。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 25 条 ①取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 現行どおり</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 26 条 ①当社は、取締役会の決議をもって、会長 1 名、社長 1 名、副社長及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>② 現行どおり</p> <p>(役付取締役の職務)</p> <p>第 27 条 ①～② 現行どおり</p> <p>③副社長及び常務取締役は、社長を補佐して日常業務を執行する。</p> <p>④ 現行どおり</p> <p>(顧問及び相談役)</p> <p>第 33 条 当社は、取締役会の決議をもって顧問及び相談役若干名を置くことができる。但し、その任期は、<u>1</u> 年以内とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 34 条 ① 現行どおり</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><b>第 43 条 ① 省略</b></p> <p>②当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1 0 0 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><b>第 47 条～第 49 条 省略</b></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><b>第 43 条 ① 現行どおり</b></p> <p>②当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><b>第 47 条</b> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><b>第 48 条～第 50 条</b> 現行第 47 条～第 49 条どおり</p>

以 上